

令和4年度 栗東市立学童保育所入所案内

1. 学童保育（放課後児童クラブ）とは

学童保育所は、放課後等に保護者の養育が受けられない小学校に就学する児童に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、その中で子どもたちに大切な社会性、自主性および友達間の協調性などを養うところです。

“子どもが小学校へ行ってからも働きつづけたい”との願いから、保護者の働く権利を守り、子どもたちの豊かな放課後の生活を保障する施設として、放課後児童健全育成事業の充実を図るため、設置されました。

2. 対象児童について

学童保育所を利用することができる児童は、市内に居住し、かつ、小学校に就学している児童であって、保護者が就労、療養その他市長が認める理由により、1ヵ月に16日以上小学校を下校する時刻（15時）以降も養育が受けられない状態が6ヵ月以上続く方となります。

※定員を超える場合「栗東市立学童保育所入所申請書」「就労等証明書」「栗東市立学童保育所入所基準指数表」により判断いたします。

3. 学童保育所および規模定数および指導員配置について

学童保育所名	住所	TEL	規模定数
金勝学童保育所ぶらんこクラブ	御園983	558-2589	59人
治田学童保育所かけっこクラブ	坊袋77	552-8856	90人
治田東学童保育所ひまわりクラブ	安養寺203-1	552-7646	45人
治田西第一学童保育所どんぐりクラブ	中沢1-5-1	554-4977	38人
治田西第二学童保育所よつばクラブ	中沢1-5-1	554-4978	43人
葉山学童保育所うさぎクラブ	高野568-4	554-4469	45人
葉山東学童保育所ひよこクラブ	小野480-1	553-7290	82人
大宝学童保育所たけのこクラブ	縄7-8-3	554-0657	69人
大宝東学童保育所みつばちクラブ	野尻502-1	554-0602	130人
大宝西学童保育所星の子クラブ	霊仙寺4-2-3	554-2460	94人

【指導員配置について】

- ・指導員の配置は、「栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する基準」により児童数に応じ常勤・非常勤指導員等を配置します。
- ・特別支援学級児童および障がい等を有する児童で、支援が必要な児童に対する指導員体制等については、事前にご確認ください。児童を安全に保育するため、入所申請書の「身体の状態」欄に必要事項を記入し、手帳等・病名や状態が分かる書類の写しを添付してください。

4. 治田西学区の受入施設について

- ・治田西学区には2施設ありますが、申し込み状況等によって受入施設を決定いたしますので、ご了承ください。（申込はどちらの学童保育所でも受け付けます。）

5. 申込書交付および受付について

- ・申込書交付および受付期間…一次募集令和3年11月1日(月)～11月24日(水)
※期間内に入所申込された方を優先的に入所の調整をします。
※民設の学童保育所と併願して申し込むことはできません。申し込みは市内で一つの学童保育所のみとなります。
※一次募集入所申込結果の通達後、入所者が施設の規模定数に満たない学童保育所については、二次募集を実施いたします。
その後まだ規模定数に満たない学童保育所においては随時募集します。

- ・交付・受付場所…①各学童保育所(受付時間 13:00～18:00 土・日曜日、祝日を除く)
②栗東市社会福祉協議会(栗東市安養寺190 受付時間 8:30～17:15 土・日曜日、祝日を除く)
※申込書等必要書類は、栗東市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます(R3.11.1より掲載)
- ・駐車スペース…各学童保育所には専用駐車場がありません。書類交付・提出時の交通手段について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・申込必要書類…栗東市立学童保育所入所申請書、就労等証明書(事由により添付書類が必要になります。詳しくは、栗東市立学童保育所入所基準指数表の備考欄をご覧ください。)、栗東市立学童保育所入所基準指数表(定員を超える場合に選定資料として使用します。)

6. 入所決定について

- ・入所決定後であっても、保護者の状況が申請時の内容と異なることが判明した場合等、入所を取り消すことがあります。
- ・継続して入所を希望される方で保育料の未納など学童保育所を運営する上で支障があると判断した場合、入所をお断りします。
- ・学童保育所を一度退所され、再度入所を希望される方については、退所した時と状況が変わっていることを証明していただきます。状況が変わっていないと判断した場合は、入所をお断りします。

7. 入所までのながれについて

11月1日～24日	12月下旬	2月下旬～3月上旬
申込書受付	入所申込結果の通達・入所前手続き書類の交付	各所にて入所説明会・入所前手続き書類の提出

※2次募集は1月中旬に実施します。

8. 開所時間について

- ・小学校の授業日…学校終業時刻～午後6時（延長保育…午後6時～午後7時）
- ・小学校の休業日…午前8時～午後6時 ※土曜日保育は事前申請必要
延長保育…午前7時30分～午前8時、午後6時～午後7時 ※早期保育は事前申請必要

9. 休所日について

- ・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から1月3日までの年末年始
- ・台風や他の自然変災時等に伴う臨時閉所の日 等

10. 土曜日保育について

- ・指導員は、最低2人配置します。児童の人数により指導員体制を変更することがあります。
- ・申請は、前月25日までとします。期日までに申請がない場合は、単発扱いとなります。単発の場合は、申請は前日19時までとしますが、指導員体制が取れない場合お断りすることがあります。
- ・弁当を必ず持たせてください。
- ・申請できるのは、保護者が就労等により保育ができない場合のみです。

11. 保育料等について

保育料	おやつ・活動・教材費・他	合計
12,000円/月	2,000円/月	14,000円/月

- ・土曜日保育料・・・1,000円/月(単発の場合300円/日)
- ・延長保育料・・・30分1,500円/月(単発の場合30分200円/回)
- ・夏休み加算保育料・・・5,000円/期間
- ・入所金・・・5,000円(前年度末日に入所されている方は不要)

※ 保育料等の納入は、原則として口座引き落としとします(毎月27日 土日、祝祭日の場合は翌営業日)。引き落としができない場合、納付書による金融機関での振込みとなります(この場合、振込手数料は保護者負担となります)。

※ 納付すべき保育料等を1ヵ月滞納した場合は、当該翌月末日をもって退所いただきます。

※ 滞納した保育料等の分納返済は、認められません。

12. 保育料の減免について

- (1) 休所減免：1ヶ月以上休所の場合は、保育料の1/2を免除
 - (2) 家庭の事情減免：保育料の1/2を免除
 - ・生活保護法による被保護世帯
 - ・同一住所に居住する者全員が市民税・県民税非課税世帯かつ、対象者がひとり親・在宅障がい児(者)の世帯
 - (3) 兄弟姉妹減免：保育料より2,000円免除(年長児の保育料)
- ※ (1)～(3)の減免は兼ねられません。 ※ 事前の申請が必要です。

13. 降所について

降所は、児童の安全や指導員と保護者の連絡を密にするため、原則として保護者等によるお迎えをお願いします。また、市内の学童保育所には駐車場がありません。やむをえず車で送迎される場合は、各学童保育所の指定駐車場所に停めてください。なお、トラブルや事故などについては、責任を負いかねます。

14. 各種連絡について

児童のその日の健康状態や、学童保育所への連絡事項および欠席、早退、お迎えに来られる方の変更などは、その内容を保護者の方が必ず電話やFAXなどでお知らせください。児童からの連絡は、不明瞭な点や確かでないこともありますので、原則として認めておりません。

15. お弁当・おやつについて

- ・学校給食のない日は、弁当を持たせてください。
- ・おやつについてはこちらで用意させていただきますので、食物アレルギー等、注意が必要な場合は事前に相談してください。

16. 事故やけがについて

傷害・賠償保険に加入します。指導員は十分注意を払っておりますが、保育中の児童のけがについては応急措置を最優先し、けがの程度に応じて、救急処置や、保護者の方に連絡をして医師の診断・治療を受けます。

また児童が指導員にけが等させた場合について労働災害として関係機関へ申請をしていますが、事故が起こった状況により第三者災害として児童の過失をとわれる場合があり、保護者様へその割合を負担していただくことがあります。

※なお、この「案内」の内容は令和4年4月1日現在のものであり、諸事情により予告なしに変更となる場合がありますので、予めご了承ください。